

広島県選挙管理委員会告示第五十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があった。

平成二十四年九月十三日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

病院	種類	名称	所在地	変更事項	変更後
	指 定 施 設				
	医療法人社団お ると会 浜脇整 形外科病院	広島市中区舟入中町九 番五号	所在地		広島市中区大手町 四丁目六番六号